

	浦安市の子どもをみんで守る条例	いしかわ子ども総合条例	名古屋子どもを虐待から守る条例	三重県子どもを虐待から守る条例	大阪府子どもを虐待から守る条例	大阪府子どもを虐待から守り子育てを支援する条例	東大阪子どもを虐待から守る条例	高砂市子どもを虐待から守る条例	和歌山子どもを虐待から守る条例	横浜子どもを虐待から守る条例	川崎市子どもを虐待から守る条例
(市民等の責務)	第6条 市民等は、児童虐待の防止等について理解を深め、児童虐待を防止するとともに、市が実施する児童虐待の防止等に関する施策に協力するよう努めなければならない。 2 市民等は、地域と行政とが連携及び協働をして行う、児童虐待の予防のための子育て支援に関する活動その他の児童虐待の防止等に関する活動に積極的に参加するよう努めなければならない。 3 市民等は、市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めなければならない。	第6条 県民は、子どもは様々な多くの人の関わりの中ではなくまれるという認識の下、子どもの成長及び子育てに関心をもち、子どもに関わるすべての者が相互に協力して、これらを支援するよう努めなければならない。 2 県民は、自らの意識、行動等が子どもに与える影響の大きさを自覚するとともに、自ら規範意識を高め、子どもの健全な育成に望ましい社会環境の構築に努めるものとする。 3 県民は、子どもの成長及び子育てを支援するに当たっては、教育、福祉、保健、医療、労働その他の子どもに関する施策に関する分野において、相互に連携するよう努めるものとする。	第5条 市民は、児童を虐待から守るために市が実施する施策その他の取組に積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。	第5条 県民は、虐待を許してはならない。 2 県民は、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。	第5条 府は、府民に対して子どもを虐待から守ることに理解の促進に努め、府民は、虐待防止施策、市町村の施策及び関係機関等の取組に協力するよう努めるものとする。	第5条 市民は、虐待を防止するよう努めなければならない。 2 市民は、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに通告機関に通知しなければならない。 3 市民は、通告機関が行う児童の安全の確認に協力するよう努めなければならない。	第5条 市民は、市が実施する子ども虐待の予防及び早期発見その他の子ども虐待の防止に係る施策に協力するとともに、子ども虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。	第5条 市民は、市が実施する子ども虐待の予防及び早期発見その他の子ども虐待の防止に係る施策に協力するとともに、子ども虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。	第5条 県民は、基本理念にのっとり、子どもを虐待から守ることに理解を深めるとともに、虐待防止策、市町村の施策及び関係機関等の取組に協力するよう努めなければならない。	(市民の責務) 第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待を防止するよう努めなければならない。 2 市民は、子育てに係る保護者の負担を軽減し、地域において子供及び保護者を見守り、かつ、子供及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、子供及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。 3 市民は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に法第6条第1項の規定による通告(以下単に「通告」という。)をしなければならない。 4 市民は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確認に協力するよう努めなければならない。	(市民の責務) 第5条 市民は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策及び関係機関等の取組に積極的に協力するよう努めなければならない。
(関係機関等の責務)	第7条 関係機関等は、児童虐待を防止するよう努めなければならない。 2 関係機関等は、子どもを児童虐待から守るため、市が実施する児童虐待の防止等に関する施策に協力するとともに、互いに連携するよう努めなければならない。 3 関係機関等は、市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めなければならない。 4 学校、児童福祉施設、病院その他の子ども福祉に業務上関係のある団体は、児童虐待に対して適切な対応をするための体制の整備に努めなければならない。		第7条 関係機関等は、市が実施する虐待の予防のための子育て支援施策に協力するとともに、その専門的知識及び経験を生かした虐待の早期発見のための取組を行うよう努めなければならない。						第8条 関係機関等は、基本理念にのっとり、虐待防止策及び市町村の施策に協力するとともに、その専門的知識及び経験を生かして関係機関等の取組を行うよう努めなければならない。 2 関係機関等は、虐待を発生しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。 3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告をしなければならない。 4 関係機関等は、虐待を防止するため、通告受理機関による調査等に協力するよう努めなければならない。 5 関係機関等は、保護者が関係機関等による子育て支援事業その他の子育て支援に係る制度等を利用したときその他多様な機会を通じ、虐待の防止に係る啓発に努めなければならない。	(関係機関等の責務) 第7条 関係機関等は、市が実施する子育て支援に係る施策その他虐待を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。 2 関係機関等は、虐待を発生しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。 3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告をしなければならない。 4 関係機関等は、虐待を防止するため、通告受理機関による調査等に協力するよう努めなければならない。 5 関係機関等は、保護者が関係機関等による子育て支援事業その他の子育て支援に係る制度等を利用したときその他多様な機会を通じ、虐待の防止に係る啓発に努めなければならない。	(関係機関等の責務) 第7条 関係機関等は、子どもを虐待から守るため、虐待の防止等に努めるほか、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策に協力するとともに、虐待のないまちづくりを推進するための取組を積極的に実施するよう努めなければならない。 2 関係機関等は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、専門的知識及び技術の修得に関する研修をその職員に受けさせ、又は受けることにより、その職員又は自らの資質の向上に努めなければならない。
(児童虐待の早期発見)	第8条 市、市民等及び関係機関等は、児童虐待の早期発見について大きな役割を担っていることを認識し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。	第78条 県は、子どもに対する虐待を未然に防止するため、子育てに関する情報の提供及び相談体制の整備に努めるものとする。 2 知事は、子どもに対する虐待について、関係者(児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他の児童福祉に職務上関係のある者をいう。以下この条及び第八十条において同じ。)が早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための指針(次項において「早期発見対応指針」という。)を策定しなければならない。 3 関係者は、早期発見対応指針に従って、子どもに対する虐待の早期発見及び早期対応に努めるものとする。	第十四条 知事は、県、市町又は関係機関等が虐待を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための指針(以下この条において「早期発見対応指針」という。)を策定しなければならない。 2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う虐待を受けた子どもの早期発見及び早期対応に資するため、早期発見対応指針を示すものとする。 3 知事は、早期発見対応指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待を受けた子どもの心身の状況等に関して専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。 4 前二項の規定は、早期発見対応指針の変更について準用する。	第十二条 府は、子どもに対する虐待が早期に発見できるように、市町村及び関係機関等との連携を十分図るとともに、子育てを見守る地域社会で、虐待の早期発見と防止のネットワークを確立できるように必要な支援を行うものとする。		(虐待の予防及び早期発見) 第7条 関係機関等は、虐待を防止するために、本市が実施する子育て支援策に協力するよう努めなければならない。 2 関係機関等は、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに通告機関に通知しなければならない。また、必要とする支援について本市と連携し、協力するよう努めなければならない。	(通報) 第9条 何人も子ども虐待が子どもの生命及び人権に関わる事象であることにかんがみ、子ども虐待を受けるおそれのある子どもを発見した場合は、関係機関に通報しなければならない。	(通報) 第9条 何人も、子ども虐待が子どもの生命及び人権に関わる事象であることに鑑み、子ども虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、市又は関係機関に通報しなければならない。		(早期発見のための環境づくり) 第13条 県は、市町村及び関係機関等と連携し、虐待が早期に発見されることができるよう、相談しやすく、かつ、通じやすい環境づくりに努めなければならない。	(早期発見のための環境整備) 第14条 市は、虐待を早期に発見できるように、関係機関等との連携を十分図るものとする。 2 病院並びに学校及び保育所等は、虐待防止委員会その他の職員の相談、報告等に基づき虐待を早期に発見し、対応の方針を協議するための複数の職員で構成される組織を設置するよう努めるとともに、職員が虐待を早期に発見し、適切に対応するための手引を作成するよう努めるものとする。
(児童虐待に係る通告)	第9条 市民等及び関係機関等は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、市又は児童相談所に通告しなければならない。										
(子育てをすすめるために必要と思われる情報の提供)	第10条 市は、子育て家庭及び地域の人々に対して、子育てをするために必要と思われる情報の提供を行うものとする。		第十條 県は、虐待を未然に防止するため、市町が家庭その他に対して行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務について、専門的知識及び技術の提供その他の必要な協力を行わなければならない。関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務についても、同様とする。 2 県は、虐待を未然に防止するため、家庭その他に対して子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育て経験者、保育又は看護の従事経験者等との連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する時期その他の適当な時期の利用に努めるものとする。								(子育てに関する情報の提供又は相談) 第11条 市は、前条に規定する子育てに関する支援のための施策として、子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育ての経験者、保育又は看護の従事経験者等との連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する機会その他の適当な機会の利用に努めるものとする。 2 市は、虐待の未然防止に当たり、子育て支援機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る活動について、専門的知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。
(子育て支援に対する)	第11条 市は、子育てを要する家庭に対して、相談支援、訪問支援等必要な支援を行うものとする。										
(人材の育成)	第12条 市は、地域において子育て家庭を支援するための事業が効果的に実施されるよう、地域における子育て支援を担う人材の育成に努めなければならない。	第9条 市は、児童相談所、福祉事務所及び保健所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が虐待を早期に発見し、その他虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。 2 市は、虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び福祉事務所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員その他虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。	第二十五條 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。 2 県は、子どもを虐待から守ることに關して職務上関係のある職員の資質の向上のための研修等を実施するよう努めなければならない。	第二十条 府は、市町村及び関係機関等における人材の育成を図るため、専門的知識及び技術の修得に関する研修等を実施するものとする。 2 府は、地域における子どもと家庭を支える活動を促進するため、市町村及び関係機関等と連携し、子育てに関する支援及び虐待の防止に取り組む地域の団体等の育成に努めるものとする。					第19条 県は、市町村及び関係機関等における人材の育成を図るため、専門的知識及び技術の修得に関する研修等を実施するものとする。 2 県は、地域における子どもと家庭を支える活動を促進するため、市町村及び関係機関等と連携し、子育てに関する支援及び虐待の防止に取り組む地域の団体等の育成に努めるものとする。		
(団体に対する支援)	第13条 市は、地域における子育て家庭を支援するための事業を促進するため、当該事業を行う団体に対して、子育て支援に関する専門的知識の提供その他必要な支援を行うものとする。										
(子育て支援に関する施策の推進)	第14条 市は、第10条から前条までに規定するもののほか、児童虐待を予防するための子育て支援に関する施策を積極的に推進するものとする。										(子育てに関する支援のための施策) 第10条 市は、虐待の未然防止に当たり、市民及び子育て支援機関等(子育てに関する支援を行う機関、団体その他の関係者をいう。以下同じ。)と連携し、子育てに関する支援のための施策の充実その他安心して子育てができるような環境の整備に努めなければならない。 2 子育て支援機関等は、虐待の未然防止に当たり、子育てに関する支援のための市の施策に協力するよう努めるものとする。 (乳児家庭全戸訪問事業等の活用等) 第12条 市は、虐待の未然防止に当たり、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条に規定する健康診査等を活用するとともに、これらの事業により状況を把握できなかった家庭の情報を区役所及び児童相談所において共有するよう努めるものとする。

	浦安市の子どもをみんなで守る条例	いしかわ子ども総合条例	名古屋市児童を虐待から守る条例	三重県子どもを虐待から守る条例	大阪府子どもを虐待から守る条例	大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例	東大阪市子どもを虐待から守る条例	高松市子どもを虐待から守る条例	和歌山県子どもを虐待から守る条例	横浜市子供を虐待から守る条例	川崎市子どもを虐待から守る条例
(地域における子育て支援の取組)	第15条 社会福祉法人浦安市社会福祉協議会、浦安市民生委員児童委員協議会及び市内において子育て支援に関する活動を行う団体(以下「社会福祉協議会等」という。))は、互いに連携し、保護者に対して、子育てに関する情報を積極的に提供する等地域における子育て支援に努めなければならない。 2 社会福祉協議会等及び自治会は、互いに連携し、子育ての負担感の軽減を図るため、保護者に対して、保護者どうしがその子どもとともに交流することができる機会を提供に努めなければならない。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(市と地域との連携及び協働による)	第16条 市と地域とは、連携及び協働をし、子育て支援を推進することができる環境の醸成に努めなければならない。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(広報及び啓発)(調査研究)(啓発月間)	第17条 市は、児童虐待の防止等について市民等の理解が深まるよう、広報及び啓発を行うものとする。 第18条 市は、児童虐待の防止等について市民等の理解が深まるよう、広報及び啓発を行うものとする。 2 前項の児童虐待に関する知識の普及に当たっては、必要に応じて、学校等と連携を図るものとする。	第20条 児童を虐待から守り、市民に虐待の防止等への取組の理解及び協力を求めるために、毎年5月及び11月を児童虐待防止推進月間とする。 第二十六条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。 (子ども虐待防止啓発月間) 第二十三条 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。 2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年十一月とする。 3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるとともに、市町又は関係機関等がその趣旨にふさわしい行事を実施するよう要請するものとする。	第13条 子どもを虐待から守ることに係る府民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。	第13条 児童を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組みへの理解及び協力を求めるために、毎年11月を児童虐待防止推進月間とする。	第14条 子どもを子どもを虐待から守り、市民に子どもを虐待の防止等の取組みへの理解及び協力を求めるために、毎年11月を子ども虐待防止月間とする。	第13条 子どもを子どもを虐待から守り、市民に子どもを虐待の防止等の取組みへの理解及び協力を求めるために、毎年11月を子ども虐待防止月間とする。	第11条 県は、子どもを虐待から守ることに係る県民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。	(子供虐待防止の啓発) 第13条 子供を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるために、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、毎月5日を子供虐待防止推進の日とする。	(児童虐待防止推進月間) 第13条 市民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設ける。 2 児童虐待防止推進月間は、毎年11月とする。 3 市は、児童虐待防止推進月間において、関係機関等、子育て支援機関等その他の虐待の防止等に関する機関、団体等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。		
(子どもに対する児童虐待に関する知識の普及及び相談の周知)	第18条 市は、児童虐待の防止等のため、子どもに対して、児童虐待に関する知識の普及及び児童虐待を受けた場合の相談先の周知を行うものとする。 2 前項の児童虐待に関する知識の普及に当たっては、必要に応じて、学校等と連携を図るものとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(通告に係る子どもの安全の確認のための措置)(通告等に係る対応)三重県他	第19条 市は、児童虐待に係る通告を受けたときは、速やかに、当該通告に係る子どもの安全の確認を行うための措置を講じなければならない。 (通告に係る子どもの安全の確認を行うための措置) 2 児童虐待に係る通告を受けたときは、速やかに、当該通告に係る子どもの安全の確認を行うための措置を講じなければならない。 3 通告を受けたときは、速やかに、当該通告に係る子どもの安全の確認を行うための措置を講じなければならない。 4 通告を受けたときは、速やかに、当該通告に係る子どもの安全の確認を行うための措置を講じなければならない。 5 通告を受けたときは、速やかに、当該通告に係る子どもの安全の確認を行うための措置を講じなければならない。	第13条 児童相談所長は、虐待を受けた子どもを発見した者から児童相談所に通告があった場合には、直ちに当該虐待に係る調査を行い、児童相談所の職員又は児童相談所長が依頼した者により、直接目視することを基本として、当該児童との面会、面談等の方法により、当該児童の安全の確認を行わなければならない。 2 児童相談所長は、前項の安全の確認に際し、児童の生命に関わる可能性のある外傷その他の状況が認められた場合は、当該児童の一時保護(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条第1項に規定する一時保護をいう。以下同じ。)の必要性を最大限考慮しなければならない。 3 第1項の虐待を受けた児童の保護者及び保護者以外の同居人は、同項の安全の確認に協力しなければならない。 4 児童相談所長は、必要に応じ、近隣住民、住宅を管理する者、警察、関係機関等その他の虐待を受けた児童の安全の確認のために必要な者に対し、児童の安全の確認に関する協力を求めるものとする。 5 児童相談所長は、必要に応じ、警察、関係機関等に対し、一時保護に関する協力を求めるものとする。	第12条 児童相談所長は、虐待を受けた子ども(虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この章において同じ。)を発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、通告を受けてから少なくとも四十八時間以内に当該子どもを直接目視することを基本として、面会、面談等の方法により、当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。 2 前項の虐待を受けた子どもの保護者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。 3 府は必要に応じ、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理する者その他の児童の安全確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。 4 前項により、府から協力を求められた者は、安全確認に協力するよう努めるものとする。	第8条 本市は、虐待に係る通告及び相談に常時対応することができる体制を整備しなければならない。 2 子ども相談センター所長は、虐待を受けたと思われる児童を発見した者から通告があった場合には、直ちに当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、通告を受けてから少なくとも四十八時間以内に当該子どもを直接目視することを基本として、面会、面談等の方法により、当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。 3 本市は、第1項の通告をした者又は相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。	第10条 市長は、前条の通報を受けたときは、必要に応じ近隣住民及び関係機関等の協力を得て、速やかに、調査を行うよう努めなければならない。 第10条 市長は、前条の規定による通報を受けたときは、必要に応じ関係機関等の協力を得て、速やかに、子ども虐待の調査を行うよう努めなければならない。	第14条 通告機関は、通告を受けたときは、子ども及びその家庭に関する情報を把握するため、速やかに調査を行うものとする。 2 関係機関等は、前項の調査に協力するよう努めるものとする。 3 福祉事務所及び児童相談所が行う法第8条第1項の安全の確認(以下「安全確認」という。))は、通告を受けてから48時間以内に行うものとする。 4 県は、市町村に対し、通告を受けてから48時間以内に安全確認を行うよう求めるものとする。	(通告及び相談に係る対応等) 第8条 通告受理機関は、通告があった場合は、速やかに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該子供との面会その他の当該子供の安全の確認を行うための措置を講じなければならない。虐待に係る相談があった場合及び他の市町村又は都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所から虐待に係る引継ぎを受けた場合も、同様とする。 2 市は、通告及び虐待に係る相談に常時対応することができる体制を整備するよう努めなければならない。 3 市は、通告又は虐待に係る相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるとともに、通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくりに努めなければならない。				
(子どもに対する保護及び支援)	第20条 市は、児童相談所、警察等と連携し、児童虐待を受けた子ども(児童虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下同じ。)を児童虐待から守るため、当該子どもに対して、必要な保護及び支援を行うものとする。	第18条 知事は、虐待を受けた子ども及び虐待を行った保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針(以下この条において「保護支援指針」という。)を策定しなければならない。 2 保護支援指針には、関係者が相互に密接に連携して、虐待を受けた子どもの心身の健全な発達を促進し、及びその自立を支援すること並びに虐待を行った保護者に対してその虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための援助を行うことを定めるものとする。 3 関係者は、保護支援指針に従って、虐待を受けた子ども及び虐待を行った保護者の状況に応じて適切に保護及び支援を行うよう努めるものとする。	第16条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を受けた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。	第17条 府は、市町村及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。	第9条 市長は、関係機関等と連携し、虐待を受けた児童に対し、当該児童の心身の健全な発達を促進するため、適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。	-	-	-	-	(虐待を受けた子供に対する保護及び支援等) 第10条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子供に対し、心身の健全な発達を促進するため、適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。 2 診療科に小児科等を有する医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等は、子供の状態を確認しやすき立場にあることを自覚し、適切な保護及び支援について市に協力しなければならない。 3 市長及び通告受理機関の長(これらの補助機関である職員を含む。))は、法第8条第2項の規定による安全の確認若しくは一時保護(以下「安全の確認」という。))、法第9条第1項の規定による立入り若しくは調査若しくは質問(以下「立入調査等」という。))、法第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索若しくは同条第2項の規定による調査若しくは質問(以下「臨検等」という。))に係る権限その他の法第8条から第9条の3までの規定による権限を行使することができるときは、関係機関等の協力を得て、速やかに、当該権限を行使しなければならない。 4 市長及び児童相談所長は、安全の確認等、立入調査等又は臨検等の執行に際し、必要があると認めるときは、法第10条第1項の規定に基づき警察署長に対し連携要請を行うことができる。 5 市長及び児童相談所長は、児童福祉法第27条第1項	(専門的な治療、心理療法等の支援) 第16条 市は、虐待を受けた子どもが心身の回復に向け、専門的な治療、心理療法等を受けられるようするため、関係機関等と連携し、当該子どもに対する支援並びにその保護者に対する支援及び指導を行うよう努めるものとする。
(保護者に対する指導及び支援)	第21条 市は、児童相談所等と連携し、児童虐待を受けた子どもが良好な家庭環境で生活することができるよう、その保護者に対して、必要な指導及び支援を行うものとする。	-	第17条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。	第18条 府は、市町村及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。	第12条 市長は、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導を行い、当該保護者は、その指導に従わなければならない。 2 市長は、前項に規定する指導を行うための指針をあらかじめ定めなければならない。	第13条 子ども虐待を行った保護者は、市長が行う再発防止のための指導に従わなければならない。 2 市長は、前項に規定する指導を行うための指針をあらかじめ定めなければならない。	-	-	-	(虐待を行った保護者への支援、指導等) 第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子供との良好な関係を再構築するための支援に努めなければならない。 2 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援を行うものとし、当該保護者は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。	(保護者に対する再発防止のための指導) 第17条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導の徹底等に努めるものとする。
(子どもの家庭復帰及び自立に係る支援)	第22条 市は、児童相談所等と連携し、児童虐待のため親戚への委託、児童養護施設等への入所等の措置が採られた子どもの家庭復帰及び自立に当たって必要な支援を行うものとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(虐待を受けた児童の保育所への入所)	-	-	-	-	第10条 市長は、保育所に入所する児童を選考する場合において、虐待を受けた児童に配慮して決定することができる。	第11条 市長は、保育所に入所者を選考する場合において、子ども虐待を受けている子どもを優先的に保育所に入所者として決定することができる。	第11条 市長は、保育所に入所者を選考する場合において、子ども虐待を受けている子どもを優先的に入所者として決定することができる。	-	-	-	-

	浦安市の子どもをみんなで守る条例	いしかわ子ども総合条例	名古屋市児童を虐待から守る条例	三重県子どもを虐待から守る条例	大阪府子どもを虐待から守る条例	大阪府児童を虐待から守り子育てを支援する条例	東大阪府子どもを虐待から守る条例	高砂市子どもを虐待から守る条例	和歌山県子どもを虐待から守る条例	横浜子供を虐待から守る条例	川崎市子どもを虐待から守る条例
(虐待を受けた児童と保護者との再統合に向けた指導及び支援)	-	-	第16条 市は、虐待を受けた児童を保護者から分離した場合には、良好な家庭的環境で生活するために当該児童と保護者との再統合に向けた必要な指導及び支援を行わなければならない。ただし、保護者との再統合が当該児童の利益を侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。	-	-	-	-	-	第17条 県は、市町村及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子ども(虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この条において同じ。)が、虐待から守られ、かつ、良好な家庭的環境で生活できるよう、虐待を受けた子ども及びその保護者に対し、身体的、心理的又は社会的な特性を十分考慮して指導及び援助を行うものとする。	-	-
(虐待を受けた児童への教育支援)	-	-	第17条 市は、虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じた十分な教育を受けられるよう、必要な措置を講じなければならない。	-	-	第11条 本市は、虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるよう必要な措置を講じなければならない。	第12条 市は、子ども虐待を受けた子どもがその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるよう必要な措置を講じなければならない。	第12条 市は、子ども虐待を受けた子どもがその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるよう必要な措置を講じなければならない。	-	-	(子どもに対する教育支援) 第18条 教育委員会及び学校は、虐待を受けた子どもがその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるよう環境を整備し、必要な支援を行うものとする。
(子どもの相談環境の整備)	第23条 市は、児童虐待の早期発見のため、学校等と連携し、子どもが自身の現状を相談することができる環境の整備に努めるものとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(地域における児童虐待の防止等のための取組)	第24条 地域の人々は、子どもに対して声かけ等を行うことにより、子どもとの関わりを深めるよう努めなければならない。 2 地域の人々は、子どもとの関わりを通して、児童虐待に関し対応が必要であると判断したときは、当該子どもに代わり、市、児童委員等に連絡又は相談をするよう努めなければならない。	-	-	(地域社会の役割) 第9条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。	-	-	-	-	-	-	-
(市と地域との連携及び協働による子どもを見守る)	第25条 市と地域とは、連携及び協働をし、地域において、子どもをその成長に即した場で見守ることができる環境の醸成に努めなければならない。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(浦安市要保護児童対策地域協議会の取組)	第26条 浦安市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)(は、子どもを児童虐待から守るため、協議会を構成するものがそれぞれ保有する児童虐待に関する情報を共有化するとともに、協議会を構成するものどうしの緊密な連携を図るものとする。 2 協議会は、児童虐待を受けた子どもが当該児童虐待を行った保護者と同居する場合における児童虐待の再発を防止するため、地域との連携を図り、その家庭に対する支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めるものとする。	第八十一条 県は、要保護児童対策地域協議会(児童福祉法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下この条において同じ。)(を置くとともに、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会を支援するものとする。	-	-	第二十一条 府は、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会(児童福祉法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。)(の運営の充実を図るため、必要な支援を行うものとする。	-	(子ども虐待防止ネットワークの強化) 第8条 市長は、子ども虐待を受けている子ども及び子ども虐待を受けるおそれのある子どもの適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び子どもの福祉に関する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)(に情報又は意見を求める等必要な協力を要請することができる。 2 東大阪府要保護児童対策地域協議会の構成員である関係機関等は、連携して、子ども虐待の防止の活動を行うよう努めなければならない。	(子ども虐待の防止に関するネットワークの構築等) 第8条 市長は、子ども虐待に適切に対応するため、子ども虐待の防止に関するネットワークを構築しなければならない。 2 市長は、子ども虐待を受けた子ども及び子ども虐待を受けるおそれのある子どもの適切な保護を図るため、関係機関、関係団体、市の職員、保護者、事業者等その他の関係者(以下「関係機関等」という。)(に情報又は意見を求める等必要な協力を要請することができる。	第20条 県は、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会(児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。)(の運営の充実を図るため、必要な技術的支援を行うものとする。	-	
(秘密の保持)	第27条 市は、連携又は協働により児童虐待の防止等のための事業を実施する場合には、必要に応じて当該事業を行う団体と協定を締結する等により、当該事業を実施するにつき知り得た秘密の保持に努めなければならない。	-	-	第二十七条 県は、関係機関等と連携し、又は協力し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、個人情報について慎重に取り扱い、必要に応じて当該関係機関等と協定を締結する等により、秘密の保持に十分に配慮しなければならない。 2 関係機関等は、虐待に係る個人情報について慎重に取り扱い、秘密の保持に配慮しなければならない。	-	-	-	-	-	-	-
(情報の共有(転出する場合の措置))	-	-	第11条 市は、児童相談所又は福祉事務所に対し、虐待を受けた児童(虐待を受けたと思われる児童を含む。以下本条及び第13条において同じ。)(を発見した者から通告又は虐待に係る相談があった場合には、その旨の情報を児童相談所及び福祉事務所において適切に共有するために必要な措置を講ずるものとする。 2 市立の学校、保健所その他児童の福祉に業務上関係のある市の機関の長は、虐待を受けた児童に係る情報について、児童相談所長(児童相談所の長をいう。以下同じ。)(及び福祉事務所長(福祉事務所の長をいう。以下同じ。)(との適切な共有に努めるものとする。 3 市は、虐待を受けた児童に係る情報について、警察との適切な共有に努めるものとする。 4 市は、児童の安全の確保のために必要があると認めるときは、虐待を受けた児童に係る情報について、関係機関等と共有することができる。	-	第十六条 府は、子どもの安全の確保のために必要があると認めるときは、市町村及び関係機関等と通告に係る子ども及びその家庭に関する情報を共有し、活用することができる。	-	-	-	第16条 県は、市町村及び関係機関等と通告に係る子ども及びその家庭に関する情報を共有するとともに、子どもの安全の確保を行うに当たっては、これを十分活用するものとする。	(情報の共有等) 第9条 市及び関係機関等は、子供を虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、地域協議会の活用その他相互の連携及び協力を図るための体制の整備を行わなければならない。 2 市長及び通告受理機関の長は、虐待を受けた子供が転居(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第23条に規定する転居をいう。)(又は転出(同法第24条に規定する転出をいう。)(をした事実が判明した場合は、速やかに、当該転居先又は転出先の住所を所管する通告受理機関又は他の市町村若しくは都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所に連絡し、適切に当該虐待に係る引継ぎを行わなければならない。	(情報の共有) 第9条 市長は、虐待の防止等のため、虐待が行われた、又は行われるおそれがある場合はその旨の情報を区役所及び児童相談所において適切に共有し、それぞれが管理する情報に差異が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、区役所における当該情報の共有の徹底を図るものとする。 第20条 市長は、虐待を受けた、又は受けるおそれのある子ども及びその保護者に対する支援の途中でこれらの者が市外に転出する場合は、転出先の地方公共団体へ当該支援に必要な情報を伝達し、その他必要な支援を適切に確保するために必要な措置を講ずるものとする。
(虐待の防止等のための個人情報の提供)	-	-	第12条 市長は、児童相談所及び福祉事務所における虐待の防止並びに虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のため必要があると認められる場合には、当該虐待に係る児童又は保護者の氏名、住所、心身の状況その他これらの者に係る情報を、警察及び関係機関等に対し、その業務の遂行に必要な範囲内において提供することができる。	-	-	第14条 市長は、毎年度、本市における虐待に係る通告等の状況及び虐待防止への取組みの状況を公表しなければならない。	第15条 市長は、毎年度、本市における子ども虐待及び子ども虐待への取組みの状況を公表しなければならない。	第14条 市長は、毎年度、市における子ども虐待及び子ども虐待への取組みの状況を公表しなければならない。	第10条 知事は、毎年、虐待防止策及び市町村の施策の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。 2 知事は、前項の報告書を作成するに当たっては、市町村及び関係機関等に対して必要な報告を要するものとする。	(市会への報告) 第15条 市長は、毎年、市会に通告の状況その他虐待の防止に係る取組の状況等を報告しなければならない。	(市長の報告) 第21条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。
(状況の公表)	第28条 市長は、毎年1回、市における児童虐待に係る通告等の状況及び児童虐待の防止等の取組の状況を公表しなければならない。	-	第22条 市長は、毎年度、本市の虐待に係る通告等の状況及び虐待の防止に関する取組の状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。	第二十八条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。	第14条 市長は、毎年度、本市における虐待に係る通告等の状況及び虐待防止への取組みの状況を公表しなければならない。	第15条 市長は、毎年度、本市における子ども虐待及び子ども虐待への取組みの状況を公表しなければならない。	第15条 市長は、毎年度、本市における子ども虐待及び子ども虐待への取組みの状況を公表しなければならない。	第14条 市長は、毎年度、市における子ども虐待及び子ども虐待への取組みの状況を公表しなければならない。	第10条 知事は、毎年、虐待防止策及び市町村の施策の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。 2 知事は、前項の報告書を作成するに当たっては、市町村及び関係機関等に対して必要な報告を要するものとする。	(市会への報告) 第15条 市長は、毎年、市会に通告の状況その他虐待の防止に係る取組の状況等を報告しなければならない。	(市長の報告) 第21条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。
(財政上の措置)	-	-	第21条 市は、児童を虐待から守るための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	-	-	-	-	-	-	(財政上の措置) 第14条 市長は、子供の虐待を防止するための施策を推進するに当たり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	-
(委任)	-	第九十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。	第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。	第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。	第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	-	-	(委任) 第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
(妊婦中の女性及び胎児の健康保持等)	-	-	第8条 市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等と連携して子育てに関する支援を充実させるよう努めるものとする。 2 市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る取組について、専門的知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。	-	-	-	-	-	(妊婦中の女性及び胎児の健康保持等) 第12条 妊婦中の女性は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるなど、自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。 2 妊婦中の女性の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)(及び同居者は、当該妊婦中の女性の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊婦中の女性が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。 3 診療科に産婦人科又は産科を有する医療機関は、妊婦中の女性に対し、第4条第6項の規定により講じられた施策その他胎児が出生後心身ともに健全に成長していくために講じられた施策等の周知を図るよう努めなければならない。	-	
(虐待の予防)	-	-	第8条 市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等と連携して子育てに関する支援を充実させるよう努めるものとする。 2 市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る取組について、専門的知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。	-	-	-	-	-	-	-	-

	浦安市の子どもをみんなで守る条例	いしかわ子ども総合条例	名古屋子どもを虐待から守る条例	三重子どもを虐待から守る条例	大阪府子どもを虐待から守る条例	大阪子どもを虐待から守り子育てを支援する条例	東大阪子どもを虐待から守る条例	高砂子どもを虐待から守る条例	和歌山子どもを虐待から守る条例	横浜子どもを虐待から守る条例	川崎市子どもを虐待から守る条例
(地域の相談支援拠点)			第10条 市は、虐待の予防、早期発見等を図るため、地域の相談支援拠点を指定することができる。								
(虐待、被害等の必要性の判断)			第14条 市長は、児童の安全の確認又は安全の確保のため必要があると認めるときは、適切に法第8条の2の規定による出頭要求等、法第9条の規定による立入調査等及び法第9条の3の規定による臨検、捜査等を行うものとする。								
(福祉事務所が通告を受けた場合の措置)			第15条 福祉事務所が法第6条第1項の規定による通告を受けたときは、福祉事務所長は、必要に応じ児童相談所との連携を図りつつ、児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ法第8条第1項に規定する措置を採るものとする。								
(里親等への援助)			第18条 市は、虐待を受けた児童の養育に資するため、里親又は児童福祉法第27条第1項第3号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者(以下「里親等」という。)に対し、情報の提供、助言、研修、相談及び里親等の相互交流の促進その他の援助を行うものとする。								(里親等への支援の充実) 第19条 市は、虐待を受けた子どもの養育のため、児童福祉法第27条第1項第3号の規定による小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親(以下「里親等」という。)への委託に関し、里親等の養育負担の軽減、養育不安の解消及び養育技術の向上のために必要な支援の充実を図るものとする。
(虐待の防止等に係る体制の整備)			第19条 市は、毎年度、児童相談所及び福祉事務所における虐待の防止に関する取組の状況を把握するとともに検証し、必要な体制を整備しなければならない。 2 市は、虐待の防止等の実践的な対策について科学的に調査し、企画研究を行う体制を整備しなければならない。 3 市は、第16条の再統合に向けた指導及び支援に必要な体制の整備に努めなければならない。								(区役所の体制の強化) 第8条 市は、虐待の防止等に関し、区役所において子ども及び保護者への支援を適切に行うことができるよう、必要な体制の整備及び職員の研修の徹底に努めなければならない。
(市町との協働)				第七条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力を行うものとする。 2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。							
(関係機関等との協働)					第八条 府は、市町村と連携し、関係機関等が行う子どもを虐待から守るための事業又は活動について必要な協力を行うものとする。 2 府は、関係機関等に対し、府が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について協力を求めるものとする。	第七条 府は、市町村と連携し、関係機関等が行う子どもを虐待から守ることに係る取組(以下「関係機関等の取組」という。)について必要な支援を行うものとする。 2 府は、関係機関等に対し、府が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について協力を求めるものとする。					
(子育て支援指針)				第十一条 知事は、子育てに関する支援が特に必要となる家庭を把握し子育てに関して特に必要な支援を行うための指針(以下この条において「子育て支援指針」という。)を策定しなければならない。 2 県は、子育て支援指針に基づき、前項の家庭に対し、市町及び関係機関等との連携及び協力による総合的な支援を行うよう努めなければならない。 3 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う子育てに関する支援に資するため、子育て支援指針を示すものとする。 4 知事は、子育て支援指針の策定に当たっては、あらかじめ子育てに関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。 5 前二項の規定は、子育て支援指針の変更について準用する。							
(通告等に係る体制の整備等)				第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けた子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備に努めなければならない。 2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすき環境づくりに努めなければならない。	第十四条 府は、市町村及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けた子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備に努めなければならない。 2 府は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすき環境づくりに努めなければならない。						
(保護支援指針)				第十五条 知事は、虐待を受けた子ども及び虐待を行った保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針(以下この条において「保護支援指針」という。)を策定しなければならない。 2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う適切な保護及び支援に資するため、保護支援指針を示すものとする。 3 知事は、保護支援指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待に係る保護及び支援に関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。 4 前二項の規定は、保護支援指針の変更について準用する。							
(連携・協力体制の整備)				第十八条 県は、子どもを虐待から守るため、県、市町又は関係機関等の各々が保有する虐待に関する情報を共有化するとともに、綿密な連携及び協力を図るための体制の整備を行わなければならない。 2 県は、前項の体制が効果的に機能するため、市町に対し、同項に準ずる体制の整備を行うよう要請し、必要に応じて支援を行うものとする。							
(専門家による援助体制の整備)				第十九条 県は、子どもを虐待から守るため、医師、弁護士等専門的な知識を有する者と協力し、県が常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。							
(在宅における支援体制の整備)				第二十条 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、その家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。							

	浦安市の子どもをみんなで守る条例	いしかわ子ども総合条例	名古屋児童を虐待から守る条例	三重県子どもを虐待から守る条例	大阪府子どもを虐待から守る条例	大阪児童を虐待から守り子育てを支援する条例	東大阪子どもを虐待から守る条例	高砂市子どもを虐待から守る条例	和歌山県子どもを虐待から守る条例	横浜子供を虐待から守る条例	川崎市子どもを虐待から守る条例	
(子どもを虐待から守る家)				第二十一条 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、住宅街、商店街等に居住する者であって次に掲げる事業について協力が得られるもの（以下この条項において「協力者」という。）の居宅を「子どもを虐待から守る家」として指定することができる。一 子どもからの相談に応ずること。二 子どもに一時的な避難場所を提供すること。 2 協力者は、前項の規定により指定された居宅に「子どもを虐待から守る家」の表示を行わなければならない。 3 前項の「子どもを虐待から守る家」の表示は、子どもにとって分かりやすいものでなければならない。 4 知事は、第二項の「子どもを虐待から守る家」の表示が行われた居宅の場所について、子どもが容易に認識できる方法により周知するよう努めなければならない。 5 知事は、協力者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。								
(乳幼児を保護するための拠点施設)				第二十三条 知事は、医療、福祉等の分野における関係機関等の協力のもとに、その管理し、又は運営する施設を乳幼児を保護するための拠点施設として指定することができる。 2 知事は、前項の規定により指定した施設を管理し、又は運営する関係機関等に対し、乳幼児を保護するために必要な支援を行うことができる。								
(子ども自身による安全確保への支援)				第二十四条 県は、子どもが虐待から自らの身の安全を確保できるようにするため、市町又は関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するよう努めるものとする。	第十九条 府は、子どもが虐待から自らの身の安全を確保できるようにするため、市町村及び関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するよう努めるものとする。							
(基本計画)					第八条 知事は、虐待防止策を総合的かつ計画的に推進するため、大阪府子ども条例(平成十九年大阪府条例第五号)第十条第一項に基づき策定する計画に、次に掲げる事項を盛り込まなければならない。 一 子どもを虐待から守ることに関する目標及び虐待防止策についての基本的な方針 二 前号に掲げるもののほか、虐待防止策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項				第9条 知事は、虐待防止策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 (1) 子どもを虐待から守ることに関する目標及び虐待防止策についての基本的な方針 (2) 前号に掲げるもののほか、虐待防止策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、和歌山県子どもを虐待から守る審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。 4 知事は、基本計画を定めるときは、これを公表しなければならない。 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。			
(安全の確保のための協力)					第十五条 子ども家庭センター所長は、法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問、法第九条の三第一項の規定による臨検若しくは捜索及び同条第二項の規定による調査若しくは質問又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護を行うに際し、必要があると認めるときは、警察及び市町村に対し、子どもの安全の確認及び確保のための協力を求めるものとする。				第15条 知事は、法第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問、法第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索及び同条第2項の規定による調査若しくは質問又は児童福祉法(昭和二十二年法律第164号)第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を行うに当たっては、市町村に対し、子どもの安全の確保のための協力を求めるものとする。			
(市町村の責務)									第7条 市町村は、基本理念にのっとり、市町村の施策を実施するとともに、必要な体制を整備し、県及び関係機関等と連携するよう努めなければならない。			
(設置等)									第21条 虐待防止策の推進に関する重要事項について調査審議するため、和歌山県子どもを虐待から守る審議会(以下「審議会」という。)を置く。 2 審議会は、この条例に定めるもののほか、虐待防止策の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。 3 審議会は、虐待防止策の推進に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。			
(組織)									第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員は、再任されることができる。			
(会長及び副会長)									第23条 審議会に、会長及び副会長を置く。 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。			
(庶務)									第25条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。			
(補助)									第26条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。			
(適用上の注意)		第三条 この条例の適用に当たっては、その目的を逸脱して県民の自由と権利を不当に制限することがあってはならない。										
(子どもの基本的人権の確保)		第四条 何人も、子どもはその一人一人が個人として尊重され、法の下に平等であり、並びに思想、信仰、表現及び学問の自由、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利その他の日本国憲法で保障された基本的人権(以下単に「基本的人権」という。)を有することを認識するとともに、子どもは社会的に弱い立場にあり、その基本的人権が不当に侵害されやすいことにかんがみ、常に子どもの基本的人権が確保されるよう努めなければならない。										

	浦安市の子どものみんで守る条例	いわき子ども総合条例	名古屋児童を虐待から守る条例	三重県子どもを虐待から守る条例	大阪府子どもを虐待から守る条例	大阪児童を虐待から守り子育てを支援する条例	東大阪子どもを虐待から守る条例	高砂市子どもを虐待から守る条例	和歌山県子どもを虐待から守る条例	横浜子供を虐待から守る条例	川崎市子どもを虐待から守る条例
(子どもの最善の利益の考慮等)	-	第五条 何人も、子どもの基本的人権を確保するための措置を講ずるときは、子どもの発達段階に留意しつつ、子ども自身にとって最善の利益となる方法を考慮して行わなければならない。この場合において、子どもが自らの意見を形成する能力を有するときは、その意見を表明する機会を確保するとともに、その意見は、子どもの年齢等に応じて適切に考慮されるものとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(青少年及び若者の義務)	-	第八条 青少年及び若者は、生命を尊び、公共の秩序に基づき自らの生活を律するとともに、向上発展の意欲を持ち、自立した大人に成長するよう努めるものとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(事業主の義務)	-	第十条 事業主は、その雇用する労働者が仕事と家庭生活の調和(以下この章及び第四章において「ワークライフバランス」という。)を図ることができるよう、雇用環境の整備に取り組むとともに、県が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとする。	-	-	-	-	-	第7条 事業者等は、子ども虐待の予防及び早期発見に努めなければならない。 2 事業者等は、子ども虐待の防止及び子育て家庭への支援について、市が実施する施策に協力しなければならない。 3 事業者等は、子ども虐待を受けた子どもを発見した場合は、速やかに、法第6条第1項に定めるところにより通告するとともに、必要とする支援について市又は関係機関と連携し、及び協力する体制を採るよう努めなければならない。	-	-	-
(市町の協力)	-	第十一条 県は、市町に対して、県、県民及び事業主と協働して子どもに関する施策を推進するよう協力を求めることができる。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(乳幼児の出生及び発達への保障)	-	第十二条 県は、乳幼児に対して、その保護者とともに健康かつ安全で情緒の安定した生活ができる環境を与え、様々な多くの人との関わりを持たせることにより、乳幼児の心身の健全な発達を図るよう努めるとともに、妊産婦及び乳幼児を養育する保護者に対して、安心して子どもを生み、育てることができる環境を整備するよう努めるものとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(青少年の健全な育成)	-	第十三条 県は、青少年が将来の自立した生活に必要な幅広い知識と教養を身に付け、体力の向上を図り、及び健康な心身を形成することができるよう、地域における教育環境の整備に努めるものとする。 2 県は、青少年が豊かな情操と人間性をはぐくみ、自分らしさを確立することができるよう、スポーツ活動、文化芸術活動、読書活動、国際交流活動、自然体験活動その他の体験活動の機会の確保に努めるものとする。 3 県は、青少年が社会規範、道徳感その他の社会性及び道徳心を身に付けることができるよう、福祉活動、環境活動等のボランティア活動、伝統行事等の地域活動、青年団活動その他の社会参加活動の機会の確保に努めるものとする。 4 県は、青少年が安全で安心して生活ができるよう、別に条例で定めるところにより、地域社会全体で青少年を犯罪の被害から守るための環境づくりに努めるものとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(若者の自立に向けた支援)	-	第十四条 県は、青少年が人間性の豊かな社会人として自己を確立し、及び自立した家庭生活を営むことができるよう、社会経済の仕組み、地域産業、国際情勢等に対する関心を高め、経済意識を醸成するよう努めるとともに、若者が就労に関する専門的な知識及び実践的な職業能力を身に付け、並びに自己の能力及び個性に応じた職業を選択することができるよう、支援に努めるものとする。 2 県は、青少年又は若者が次代の親として成長していくことができるよう、乳幼児の子育て体験、年長者との協働体験その他の異年齢者との交流の機会の確保に努めるものとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(地域社会全体による子育て支援)	-	第十五条 県は、家庭、学校、事業主、行政機関等と連携し、子どもを養育する保護者に対して、子どもを安心して生み、育てることができるよう、地域社会全体で子育てを支援する環境の整備に努めるものとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(子育てをすすめる雇用労働者への配慮)	-	第十六条 県は、事業主がその雇用する労働者に対して、ワークライフバランスを図るための雇用環境の整備に自主的に取り組むよう必要な施策の推進に努めるものとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(食育の推進)	-	第十七条 県は、子どもが健全な食生活に必要な知識及び判断力を身に付けるとともに、食に関する感謝の念や理解を深め、豊かな人間性をはぐくむよう、家庭、学校及び地域において、本県の豊かな自然や伝統文化を生かした食育の推進に努めるものとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(子どもの権利擁護)	-	第十八条 県は、子どもに対する虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待をいう。以下同じ。)の未然防止、早期発見及び早期対応に努めるものとする。 2 県は、保護者から適切な監視を受けることができない子ども及び保護者のいない子どもに対して、その基本的人権を確保するよう努めるとともに、その社会への自立に向けた支援に努めるものとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(妊産婦及び乳幼児の健康管理体制の整備)	-	第十九条 県は、妊産婦及び乳幼児に対し、市町が行う妊産婦健診及び乳幼児健診が効果的に実施されるよう支援に努めるとともに、医療機関、助産所その他の関係機関と連携し、妊婦初期から出産、育児に至るまでの一貫した心身の健康管理体制の整備に努めるものとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(妊産婦及び子どもの医療体制の整備)	-	第二十条 県は、妊産婦及び子どもが地域において必要な医療を受けることができるよう、その体制の整備に努めるものとする。 2 県は、夜間における子どもの病状に対する保護者の不安等に対応するため、小児科医等による相談体制の整備に努めるものとする。 3 県は、乳幼児を養育する保護者に対し、乳幼児の疾病の予防及び対応に関する情報の提供に努めるものとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	浦安市の子どもをみんなで守る条例	いわき子ども総合条例	名古屋児童を虐待から守る条例	三重県子どもを虐待から守る条例	大阪府子どもを虐待から守る条例	大阪児童を虐待から守り子育てを支援する条例	東大阪市子どもを虐待から守る条例	高松市子どもを虐待から守る条例	和歌山県子どもを虐待から守る条例	横浜子供を虐待から守る条例	川崎市子どもを虐待から守る条例
(総合母子医療センター)		第二十一条 知事は、周産期において妊産婦及び新生児に対して高度かつ集中的な医療を常時提供することができる医療機関を総合母子医療センターとして指定することができる。 2 総合母子医療センターは、緊急に医療を必要とする妊産婦及び新生児が円滑に搬送されるよう、あらかじめ、受け入れることができる医療機関の情報を適時に収集し、関係者に提供しなければならない。 3 知事は、この条例の施行に必要な限度において、総合母子医療センターの設置者に対し、その業務に関し報告を求め、又は当該業務の改善について勧告することができる。 4 知事は、総合母子医療センターの設置者が、正当な理由なく、前項の規定による報告をせず、又は勧告に従わないときは、第一項の規定による指定を取り消すことができる。									
(子どもの疾病の早期発見等のための体制の整備)		第二十三条 県は、先天性代謝異常その他の障害の原因となる子どもの疾病について、早期発見、早期対応等に資するよう、必要な体制の整備に努めるものとする。									
(子どもの障害等に対する支援)		第二十四条 県は、障害等(身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害及び難病をいう。以下この章及び次章において同じ。)を有する子ども及びその家族に対し、障害等の早期発見及びこれらの者の痛み、不安等の解消に資するよう、障害等に関する専門的な相談、情報提供その他の支援を行うよう努めるものとする。									
(子どもの事故予防のための啓発活動)		第二十五条 県は、不妊に関する相談体制の整備及び適切な情報提供を推進するとともに、不妊治療に関して初期の段階から高度な治療までの一貫した支援に努めるものとする。 2 県は、様々な事情により妊娠の継続に不安を有する者に対する専門的相談体制の整備に努めるものとする。									
(乳幼児登録)		第二十六条 市長は、乳幼児の発達及びその保護者の子育てを支援するため、次に掲げる業務を行うことができる施設を乳幼児登録園として指定することができる。 一 同年齢若しくは異年齢の乳幼児又はその保護者との交流の場の提供に関する業務 二 子育てについての相談、指導等に関する業務 三 食育等についての学習の機会、情報の提供等に関する業務 四 乳幼児の一時保育又はこれを適切に実施することができる者を紹介する業務 2 乳幼児を養育する保護者又は妊婦若しくはその配偶者は、主として利用しようとする乳幼児登録園をその乳幼児登録園を通じて市町に登録することができる。乳幼児登録園を変更する場合も同様とする。 3 乳幼児登録園は、前項の規定による登録に係る乳幼児の発達又はその保護者の子育てを支援するため必要と認めるときは、市町、民生委員、児童委員、保健師、産婦人科医、小児科医、発達障害者支援センター(発達障害者支援法(平成十六年法律第四六十七号)第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。)等と連携して、当該乳幼児及びその保護者が必要とする支援を受けられるよう努めるものとする。									
(在宅育児支援事業者)		第二十七条 市長は、乳幼児の発達及びその保護者の子育てを支援するため、乳幼児の発達を支援する計画(以下この章及び次章において「乳幼児発達支援計画」という。)を作成する業務その他必要と認められる業務を適正かつ確実に行うことができると認める者を在宅育児支援事業者として指定することができる。 2 乳幼児発達支援計画は、在宅育児支援事業者が次に掲げる事項につき乳幼児の保護者からの求めに応じてその乳幼児ごとに作成するものとする。 一 乳幼児登録園が実施する事業及び子育て支援事業(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の九に規定する子育て支援事業をいう。次条において同じ。)の利用の予定 二 幼稚園、保育所又は認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第六条第二項に規定する認定こども園をいう。第二十九条において同じ。)への入園又は入所の予定 三 乳幼児の就学期までの間における保護者の就労及び育児休業の取得の予定 四 前三号に掲げるもののほか、乳幼児の発達及びその保護者の子育てを支援するために必要な事項 3 在宅育児支援事業者は、子育ての第一義的な責									
(在宅育児支援専門員)		第二十八条 在宅育児支援事業者は、その業務に関して、次に掲げる事務を担当させるため、在宅育児支援専門員(知事が指定する研修その他の課程を修了した者であって県に備えつけた在宅育児支援専門員名簿に登録されたものをいう。)を置かなければならない。 一 乳幼児の発達及びその保護者の子育てについて、当該保護者からの相談に応じ、適切な助言を行うこと。 二 乳幼児発達支援計画の作成のために必要な調査を行うこと。 三 乳幼児発達支援計画の作成に当たって、県、市町、乳幼児登録園、子育て支援事業を行う者、乳幼児の保護者を雇用する事業主その他の関係者との連絡及び調整を行うこと。 四 乳幼児発達支援計画の対象とする乳幼児及びその保護者について継続的に状況を把握すること。 五 障害等を有することにより特別な配慮を必要とする乳幼児又はその保護者が必要な支援を受けられるよう関係機関との連絡及び調整を行うこと。									

	浦安市の子どもをみんなで守る条例	いしかわ子ども総合条例	名古屋児童を虐待から守る条例	三重県子どもを虐待から守る条例	大阪府子どもを虐待から守る条例	大阪児童を虐待から守り子育てを支援する条例	東大阪子どもを虐待から守る条例	高松子どもを虐待から守る条例	和歌山県子どもを虐待から守る条例	横浜市子供を虐待から守る条例	川崎市子どもを虐待から守る条例
(幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携)		第二十九条 県は、乳幼児から青少年への連続的な発達並びに幼稚園、保育所又は認定こども園(以下この条において「幼稚園等」という。)における教育及び保育から小学校における教育への円滑な移行を図るため、幼稚園等に於いて乳幼児が小学校以後の生活及び学習の基礎となる教育及び保育を受けることができるよう支援を努めるとともに、幼稚園等と小学校との連携を図る体制の整備に努めるものとする。									
(相談支援体制の整備等)		第三十条 県は、県民が子どもの基本的人権に関して意識を高め、理解を深めるための広報啓発活動、学習機会の確保等に努めるものとする。 2 県は、青少年に対し、家庭、学校等における様々な人間関係に起因する悩みについて第三者に相談する機会を確保し、いじめ、虐待その他の子どもの基本的人権を侵害する行為による被害を防止するよう努めるものとする。 3 県は、民間団体等と協力し、青少年の置かれた様々な事情に対応できるよう多様な相談支援体制の整備に努めるものとする。									
(子ども交流センター)		第三十一条 県は、子ども交流センターにおいて次に掲げる業務を行うものとする。 一 青少年が健全な遊び、文化芸術活動等を体験するための機会の提供に関する業務 二 青少年の健全な育成についての情報の提供、相談等に関する業務 三 地域の児童館その他の関係機関の活動の支援に関する業務 四 青少年の健全な育成を図るために必要なお遊びに関する調査研究及び指導者の育成に関する業務 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務 2 知事は、規則で定めるところにより、前項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認めるときは、その業務を委託することができる。									
(放課後等における活動場所の確保等)		第三十二条 県は、青少年に対し、放課後等において、安全で安心な活動場所を確保するとともに、スポーツ、文化活動、地域住民との交流等の多様な活動ができる環境を整備するよう努めるものとする。 2 県は、市町が放課後児童健全育成事業(児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下この条において同じ。)を実施するに当たっての基準を策定し、放課後児童健全育成事業の適切な運営を支援するものとする。 3 福祉、教育その他の分野において放課後児童健全育成事業に関与する者は、放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、前項の基準に従って、相互に連携して取り組むよう努めるものとする。									
(有害環境の浄化活動、非行防止活動等の推進)		第三十三条 県は、青少年に対する悪影響が懸念される有害環境の浄化活動及び地域における青少年の非行防止活動並びにこれらの広報啓発活動を推進するものとする。 2 保護者は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為、環境等から青少年を保護するよう努めるものとする。									
(携帯電話の利用制限等)		第三十三条の二 県は、青少年による携帯電話端末又はPHS端末(以下この条において「携帯電話端末等」という。)の適切な利用に関する県民の理解を深めるため、啓発その他の施策の推進に努めるものとする。 2 保護者は、携帯電話端末等の利用制限に当たり、青少年の年齢、発達段階等を考慮の上、青少年の健全な育成に資するよう適切な対応に努めるものとする。 3 保護者は、特に小学校、中学校、中等教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)に在学する者には、防災、防犯その他特別な目的のためにする機会を除き、携帯電話端末等を持たせないよう努めるものとする。 4 保護者、地域団体、学校関係者その他の青少年の健全な育成に関与する者は、相互に連携して、携帯電話端末等の適切な利用に関する取組の促進に努めるものとする。									
(インターネットの利用環境の整備)		第三十四条 県は、青少年がインターネットの利用に関して適切な判断力を養うことができるよう、インターネットの適正な利用に関する普及啓発、教育等の施策の推進に努めるものとする。 2 保護者及び青少年の健全な育成に関与する者は、インターネットの利用により得られる情報であって、その内容が青少年の性的感情を刺激し、又は青少年の粗率性若しくは現慮性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの(以下この条において「インターネットの利用による有害情報」という。)を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう努めるものとする。 3 保護者は、フィルタリング(インターネットの利用による有害情報を一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。)の機能を有するソフトウェアを利用したサービス(以下この条及び次条において「フィルタリングサービス」という。)の利用その他の適切な方法により、青少年がインターネットを適正に利用できるよう努めるものとする。 4 インターネット接続サービスを提供する者(次項において「インターネット事業者」という。)は、フィルタリングサービスを提供することにより、イ									

	浦安市の子どもをみんなで守る条例	いしかわ子ども総合条例	名古屋児童を虐待から守る条例	三重県子どもを虐待から守る条例	大阪府子どもを虐待から守る条例	大阪児童を虐待から守り子育てを支援する条例	東大阪市子どもを虐待から守る条例	高崎市子どもを虐待から守る条例	和歌山県子どもを虐待から守る条例	横浜子供を虐待から守る条例	川崎市子どもを虐待から守る条例
(モバイルデバイスの利用の特例)		第三十四条の二 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号。以下この条において「環境整備法」という。)第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続提供事業者(以下この条において「携帯電話インターネット事業者」という。)は、環境整備法第十七条第一項ただし書の規定による保護者の申出により、環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続設備であつてフィルタリングサービスを利用しないもの(第三項において「非フィルタリング接続」という。)を提供するときは、青少年又はその保護者に対し、フィルタリングサービスの目的及び内容について、書面により説明しなければならない。 2 保護者は、環境整備法第十七条第一項ただし書の規定によりフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合には、青少年の業務又は日常生活においてフィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由を記載した書面を携帯電話インターネット事業者に提出しなければならない。 3 携帯電話インターネット事業者は、前項の書面を提出させた場合に限り、非フィルタリング接続を提供することができる。この場合において、当該携									
(青少年育成指導者の確保等)		第三十五条 県は、青少年の健全な育成に携わる指導者及びボランティアの養成及び確保並びに青少年の健全な育成を目的とする団体の活動に対する支援に努めるものとする。 2 知事は、地域における青少年の健全な育成に熱意を有する者のうちから、青少年育成推進指導員を委嘱するものとする。 3 青少年育成推進指導員は、市町その他関係機関と連携して、青少年の社会参加活動、非行防止活動その他の活動を行うものとする。									
(功績者等の表彰)		第三十六条 知事は、青少年の健全な育成について、特に顕著な功績があつたと認められる者又は青少年若しくは青少年の団体の他の模範になると認められるものを表彰することができる。									
(優良図書等の推奨)		第三十七条 知事は、図書等(次条第二号に規定する図書等という。)、映画及び演劇について、その内容が子どもの健全な育成を図るため特に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。 2 知事は、前項の規定による推奨をしたときは、その旨を公表するとともに、効果的に周知するよう努めるものとする。									
(販売等の自主規制)		第三十九条 興行を主催する者(以下この節において「興行者」という。)、図書の販売若しくは貸付けを業とする者(以下この節において「図書取扱業者」という。)(又は広告物の広告主若しくは管理者は、興行、図書等又は広告物の内容の全部又は一部が次のいずれかに該当すると認められるときは、青少年に、当該興行を閲覧させ、当該図書等を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、又は当該広告物を表示し、若しくは頒布しないよう自主的に努めるものとする。 一 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの 二 青少年の粗悪性又は虚偽性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの 2 がん具等の販売を業とする者は、がん具等の形状、構造又は機能が次のいずれかに該当すると認められるときは、青少年に当該がん具等を販売し、頒布し、又は貸し付けないよう自主的に努めるものとする。 一 人の生命又は身体に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの 二 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの									
(自動販売機等への収納の自主規制)		第四十条 自動販売機等による図書等の販売若しくは貸付け又はがん具等の販売を業とする者は、図書等の内容の全部若しくは一部が前条第一項各号のいずれかに該当すると認められるときは、又はがん具等の形状、構造若しくは機能が同条第二項各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該図書等又は当該がん具等を自動販売機等に収納しないよう自主的に努めるものとする。ただし、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている自動販売機等については、この限りでない。									
(有害興行の指定及び勧告の制限)		第四十一条 知事は、興行の内容の全部又は一部が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。 一 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの 二 著しく青少年の粗悪性又は虚偽性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの 2 前項の規定にかかわらず、興行者で構成する団体が知事の指定を受けたものが青少年に閲覧させることが不適当であると認められた興行であつて当該団体が定める方法によりその旨が表示されているものは、青少年に有害な興行とする。 3 知事は、第一項の規定による指定をしたときはその旨及び理由を、前項の指定をしたときはその旨及び同項の当該団体が定める方法を告示しなければならない。 4 第一項の規定による指定及び第二項の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。 5 興行者は、第一項の規定により指定された興行及び第二項に規定する興行(以下この節においてこれを「有害興行」という。)を青少年に閲覧させてはならない。									

	浦安市の子どもをみんなで守る条例	いしかわ子ども総合条例	名古屋児童を虐待から守る条例	三重県子どもを虐待から守る条例	大阪府子どもを虐待から守る条例	大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例	東大阪市子どもを虐待から守る条例	高崎市子どもを虐待から守る条例	和歌山県子どもを虐待から守る条例	横浜子供を虐待から守る条例	川崎市子どもを虐待から守る条例
(有害図書等の指定及び販売等の制限)		<p>第四十二条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が前条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する図書等は、青少年に有害な図書等とする。</p> <p>一 図書等のうち、書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為(次号において「卑わいな姿態等」という。)を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下この号において同じ。)の数が二十以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の五分の一以上であるもの</p> <p>二 図書等のうち、映像等記録媒体(音声のみが記録されているものを除く。)であって、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が合わせて三分を超えるもの又は当該場面の数が十以上であるもの若しくは当該映像等記録媒体の場面の総数の十分の一以上であるもの</p> <p>三 図書等取扱業者で構成する団体が知事の指定を受けたものが青少年に閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることが不適当であると認められた図書等であって当該団体が定める方法によりその旨が表示されて</p>									
(有害図書等の陳列の制限等)		<p>第四十三条 図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するときは、当該有害図書等を他の図書等と区分し、かつ、店舗内の容易に監視することができる一定の場所に置かなければならない。</p> <p>2 図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するときは、青少年が閲覧することができないよう個別に包装しなければならぬ。</p> <p>3 図書等取扱業者は、第一項に規定する有害図書等の陳列場所に、青少年の購入、借受け、閲覧、視聴又は聴取を禁止する旨を標示しなければならぬ。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定による陳列の方法並びに前項の規定による標示の様式については、規則で定めるところによる。</p> <p>5 知事は、図書等取扱業者が前各項の規定に違反して有害図書等を陳列していると認めるときは、当該図書等取扱業者に対し、当該有害図書等の陳列方法の改善若しくは陳列場所の変更又は第三項の規定による標示をすべきことを命ずることができる。</p>									
(有害広告物の表示等の制限)		<p>第四十四条 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第四十一条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し、当該広告物の内容の変更、除去その他必要な措置を命ずることができる。</p>									
(有害がん具等の指定及び販売等の制限)		<p>第四十五条 知事は、がん具等の形状、構造又は機能が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具等を青少年に有害ながん具等として指定することができる。</p> <p>一 著しく人の生命又は身体に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>二 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であって、規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、青少年に有害ながん具等とする。</p> <p>3 知事は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨及び理由を告示しなければならない。</p> <p>4 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。</p> <p>5 がん具等の販売を業とする者は、第一項の規定により指定されたがん具等及び第二項に規定する物品(以下この節においてこれを「有害がん具等」という。)を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。</p> <p>6 何人も、青少年に有害ながん具等を所持させないように努めなければならない。</p>									
(自動販売機等による販売又は貸付けの届出等)		<p>第四十六条 自動販売機等により図書等の販売又は貸付けを業として行おうとする者は、あらかじめ、当該自動販売機等ごとに、規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、法令により青少年の出入りが禁止されている場所に設置しようとする自動販売機等については、この限りでない。</p> <p>2 自動販売機等により図書等の販売又は貸付けを業として行おうとする者は、当該自動販売機等を適正に管理することができる者(以下この条及び第四十八条において「自動販売機等管理者」という。)を置かなければならない。</p> <p>3 自動販売機等管理者は、自動販売機等を設置しようとする市町の区域内に住居(法人にあっては、主たる事務所又は営業所)を有する者でなければならない。</p> <p>4 第一項の規定による届出をした者(次条において「届出済者」という。))は、当該届出に係る事項について変更があったとき、又は当該届出に係る自動販売機等による図書等の販売若しくは貸付けを廃止したときは、当該変更又は廃止の日から起算して十五日以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p>									
(届出済証)		<p>第四十七条 知事は、前条第一項の規定による届出を受領したときは、届出済証を交付するものとする。</p> <p>2 知事は、届出済者が前条第四項の規定による変更の届出をした場合において当該変更の届出に係る事項が前項の届出済証の記載事項に該当するときは、届出済証を再交付するものとする。</p> <p>3 届出済者は、第一項の届出済証が滅失し、き損し、又はその識別が困難になったときは、その申請により、届出済証の再交付を受けることができる。</p> <p>4 届出済者は、前三項の届出済証を当該届出に係る自動販売機等の見やすい箇所にはり付けておかなければならない。</p>									

	浦安市の子どもをみんなで守る条例	いしかわ子ども総合条例	名古屋児童を虐待から守る条例	三重県子どもを虐待から守る条例	大阪府子どもを虐待から守る条例	大阪児童を虐待から守り子育てを支援する条例	東大阪子どもを虐待から守る条例	高松子どもを虐待から守る条例	和歌山県子どもを虐待から守る条例	横浜子どもを虐待から守る条例	川崎市子どもを虐待から守る条例
(自動販売機等への収納の制限)	-	第四十八条 自動販売機等による図書等の販売若しくは貸付け又はがん具等の販売を業とする者は、有害図書等又は有害がん具等を自動販売機等に収納してはならない。 2 自動販売機等による図書等の販売若しくは貸付け若しくはがん具等の販売を業とする者又は自動販売機等管理者は、当該自動販売機等に収納されている図書等又はがん具等が有害図書等又は有害がん具等とされたときは、直ちに当該有害図書等又は当該有害がん具等を当該自動販売機等から除去しなければならない。 3 前二項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(金銭貸付け、買受け、買受け等の制限)	-	第四十九条 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者(第五十七条第一項第四号において「貸金業者」という。)は、青少年に金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)をしてはならない。 2 貸付業法(昭和二十五年法律第五十八号)第一条第二項に規定する貸付(第五十七条第一項第四号において「貸付」という。)は、青少年から同法第一条第一項に規定する物品を質し取り、金銭を貸し付けてはならない。 3 古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第二条第三項に規定する古物商(第五十七条第一項第四号において「古物商」という。)は、青少年から同法第二条第一項に規定する古物を買受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けてはならない。 4 前三項の規定は、青少年が保護者の委託を受けている場合、保護者の同意を得ている場合その他正当な理由があると認められる場合は、適用しない。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(買受け等の禁止)	-	第五十条 何人も、青少年が着用した下着(青少年がこれに該当すると称したものを含む。)を青少年から買受け、その売却の委託を受け、若しくは青少年に対しその売却の相手方を紹介し、又はこれらの行為が行われることを知ってそのための場所を提供してはならない。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(勧誘行為の禁止)	-	第五十一条 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。 一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業において客に接する業務に従事するよう勧誘すること。 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第四項に規定する接待飲食等営業(同法第一項第二号に該当する営業に限る。)の客となるよう勧誘すること。 三 前条に規定する下着を売却するよう勧誘すること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(みだらな性行為等の禁止)	-	第五十二条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。 2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(入れ墨等の禁止)	-	第五十三条 何人も、青少年に対し、入れ墨又はこれに類似するもの(以下この条及び次条において「入れ墨等」という。)を施してはならない。 2 何人も、青少年に対し、入れ墨等をするよう勧誘してはならない。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(場所の提供及び周旋の禁止)	-	第五十四条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知ってそのための場所を提供し、又は周旋してはならない。 一 みだらな性行為又はわいせつな行為 二 入れ墨等を施す行為 三 暴行又は脅迫 四 飲酒又は喫煙 五 麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤又はこれらの原料の不法使用 六 催眠、鎮痛、興奮又は幻覚の作用を有する医薬品の不健全な使用 七 毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第百六十一号)第三十二条の二に規定する毒物若しくは劇物又は労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第百三十八号)別表第六の二に掲げる有機溶剤をみだりに摂取し、又は吸入する行為	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(深夜外出の制限)	-	第五十五条 保護者は、特別の事情がある場合を除き、青少年を深夜(午後十一時から翌日の午前四時までの間をいう。以下この条及び次条において同じ。)に外出させないよう努めるものとする。 2 何人も、正当な理由がある場合を除き、保護者の委託を受けず又はその同意を得ないで青少年を深夜に連れ出してはならない。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(深夜における興行場等への入場の制限)	-	第五十六条 興行者又は設備を設けて客に遊技を行わせる営業で規則で定めるものを行う者(次項において「興行者等」という。)は、当該興行又は営業を行う場所(以下この条及び次条において「興行場等」という。)に深夜において青少年を客として入場させてはならない。 2 興行者等は、興行場等に入場しようとする者の見やすい場所に、青少年の深夜における入場を禁止する旨を規則で定める様式により掲示し、深夜において興行又は営業を行ってはならない。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	浦安市の子どもをみんなで守る条例	いしかわ子ども総合条例	名古屋児童を虐待から守る条例	三重県子どもを虐待から守る条例	大阪府子どもを虐待から守る条例	大阪児童を虐待から守り子育てを支援する条例	東大阪市子どもを虐待から守る条例	高崎市子どもを虐待から守る条例	和歌山県子どもを虐待から守る条例	横浜子供を虐待から守る条例	川崎市子どもを虐待から守る条例	
(立入調査等)		第五十七条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、関係人に対し資料の提出を求め、又は当該職員に次に掲げる場所に立ち入らせ、調査させ、若しくは質問させることができる。 一 興行場等 二 図書等取扱業者又はがん具等の販売を業とする者が営業を行う場所(自動販売機等を含む。) 三 広告物を表示し、又は頒布する場所 四 貸金業者、質屋又は古物商が営業を行う場所 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。										
(石川県子ども政策審議会への諮問)		第五十八条 知事は、次に掲げる場合には、あらかじめ、石川県子ども政策審議会(第八十四条第一項の石川県子ども政策審議会をいう。以下この条及び次条において同じ。)の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。 一 第三十四条の二第五項の規定による勧告をするとき。 二 第三十四条の二第六項ただし書の規定による公表をするとき。 三 第三十七条第一項の規定による推奨をするとき。 四 第四十一条第一項、第四十二条第一項又は第四十五条第一項の規定による指定をするとき。 五 第四十一条第二項又は第四十二条第二項第三号の指定又はその取消しをするとき。 六 第四十三条第五項又は第四十四条の規定による命令をするとき。 七 第三十四条の二第二項、第三項若しくは第六項ただし書、第四十一条第六項、第四十二条第二項第一号若しくは第二号、第四十三条第四項、第四十五条第二項又は第五十六条第一項若しくは第二項の規定又は改廃をするとき。 2 知事は、前項ただし書の規定により石川県子ども										
(推奨等の申出)		第五十九条 第三十七条第一項の規定による推奨、第四十一条第一項、第四十二条第一項若しくは第四十五条第一項の規定による指定又は第四十三条第五項若しくは第四十四条の規定による命令をすることが適当であると認める者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に申し出ることができる。 2 知事は、前項の規定による申出があったときは、速やかにその申出について石川県子ども政策審議会に報告しなければならない。										
(奨学資金の貸与)		第六十条 知事は、勉学意欲があり、かつ、学費の支弁が困難な者に対し、別に条例で定めるところにより、毎年度予算の定める範囲において、奨学に必要な学費金として奨学資金を貸与することができる。										
(就業体験等)		第六十一条 県は、青少年に対し、就労意識の醸成を図るため、中学校、高等学校等の生徒を対象とした職場見学、就業体験等の実施に努めるものとする。										
(若者等の就労意識の形成等)		第六十二条 県は、青少年又は若者(以下この章において「若者等」という。)(に対し、就労意識の醸成、職業設計及び職業選択が適切になされるよう、職業に関する講話、研修等の実施に努めるものとする。										
(障害等を有する若者等に対する就労支援)		第六十三条 県は、障害等を有する若者等の就労を支援するために必要な体制の整備に努めるとともに、関係機関及び民間団体と相互に連携して、障害等を有する若者等の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めるものとする。 2 県は、障害等を有する若者等の就労を支援するため、これらの者の雇用又は就労体験の受入れに積極的な事業主の募集その他の便宜の供与及び当該事業主の顕彰を通じた障害等を有する若者等の就労に関する社会の理解の促進に努めるものとする。										
(就労形態が不安定な若者等に対する就労支援)		第六十四条 県は、フリーター、ニートその他の就労形態が不安定な、又は就労することに様々な困難を抱えている若者等が自立した生活を営むことができるよう、これらの者の就労を支援するための施策の推進に努めるものとする。										
(入所児童の自立支援)		第六十五条 児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同号に規定する施設に入所させる措置を採られた児童(同法第三十一条第二項の規定により四項に規定する施設に在所させる措置を採られた児童を含む。以下この条及び第八十三条において「入所児童」という。)(が入所する施設(以下この章及び第六章において「入所施設」という。)(の長、小規模住居型児童養育事業(同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下この条及び次条において「住居型養育事業」という。)(を行う者又は里親(同法第六条の四第一項に規定する里親をいう。以下この条及び次条において同じ。)(は、入所児童又は住居型養育事業を行う者若しくは里親が養育する児童(乳幼児及び小学校に就学している者を除く。以下この条において「入所等児童」という。)(とともに、入所等児童が入所施設を退所し、又は住居型養育事業を行う者若しくは里親の養育から離れて独立した後に円滑に自立した家庭生活を営むことができるよう、入所等児童ごとに自立計画を策定するものとする。 2 入所施設の長、住居型養育事業を行う者及び里親は、前項の規定による自立計画の策定に当たっては、入所等児童の希望、特性、家庭環境その他の事項を総合的に勘案するものとし、当該入所等児童の										

	浦安市の子どもをみんなで守る条例	いしかわ子ども総合条例	名古屋児童を虐待から守る条例	三重県子どもを虐待から守る条例	大阪府子どもを虐待から守る条例	大阪児童を虐待から守り子育てを支援する条例	東大阪子どもを虐待から守る条例	高松子どもを虐待から守る条例	和歌山県子どもを虐待から守る条例	横浜市子供を虐待から守る条例	川崎市子どもを虐待から守る条例
(身元保証)	-	第六十六条 知事は、入所施設を退所し、若しくは住居型養育事業を行う者若しくは里親の養育から離れて独立した若者又は父母若しくは父母の一方が死亡し、若しくはその所在が明らかでない若者等が就職し、就学し、又は住宅を賃借しようとする場合において、規則で定めるところにより特に自立を支援することが必要であると認めるときは、当該者の申請により、次の各号に掲げる事項について当該各号に定める範囲内の保証を行うことができる。 一 保証を受けた者が就職し、就学し、又は住宅を賃借した場合におけるこれらの行為の相手方(次項において「雇用主等」という。)に対し与えた損害であって規則で定めるものに対する補償の額 五十万円 二 保証の期間 三年 2 知事は、前項の保証を受けた者が故意又は重大な過失により雇用主等に対し損害を与えたときは、その損害の発生の実事があったときから将来に向かって、保証を取り消すことができる。 3 知事は、前項の損害の賠償のため支弁した費用の全部又は一部について、保証を受けた者に対し、求償することができる。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(授業料の減免)	-	第六十七条 知事は、前条第一項の保証を受けた者(生活の困難その他の特別な事情があると知事が認める者に限る。)であって県が設置する大学及び専修学校に就学するものに対し、別に条例で定めるところにより、授業料を減免することができる。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(乳幼児と触れ合う機会の確保)	-	第六十八条 県は、若者等が保育所等において、乳幼児に対する食事の介助、絵本の読み聞かせその他の乳幼児との触れ合いを体験することができる機会の確保に努めるものとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(県民育児の日)	-	第六十九条 県は、地域社会全体において、子育てに対する理解を深めるとともに、ワークライフバランスについて考える契機とするため、県民育児の日を設ける。 2 県民育児の日は、毎月十九日とする。 3 県は、県民育児の日の普及について必要な措置を講ずるものとする。 4 事業主は、県民育児の日において、雇用労働者の子育てを支援するための取組を行うよう努めるものとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(地域子育て支援計画の認定及び公表)	-	第七十条 知事は、事業者その他の団体がそれぞれの地域社会において自主的に定めた子育てをする家庭を支援するための計画であって規則で定めるところにより適切と認められるものを、その申請により、地域子育て支援計画として認定することができる。 2 知事は、前項の規定により地域子育て支援計画を認定したときは、その概要を公表するものとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(地域子育て支援推進センター)	-	第七十一条 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認める者を地域子育て支援推進センターとして指定することができる。 一 地域社会において事業者その他の団体が子育てをする家庭を支援するための取組を促進する業務 二 地域社会において事業者その他の団体が子育てをする家庭を支援するための取組に対する社会的評価を高める業務 三 県民育児の日その他の地域社会全体で子育てをする家庭を支援する取組について、その普及及び啓発を図る業務 2 地域子育て支援推進センターは、三人以上の子どもが属する世帯(以下この条及び次条において「多子世帯」という。)における子育てを支援するための事業者その他の団体の取組を促進するため、多子世帯に対し、その申請により、多子世帯であることの証明書を交付することができる。 3 前項の証明書の交付を受けた多子世帯に属する者は、当該証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。 4 地域子育て支援推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 5 知事は、この条例の施行に必要な限度において-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(県営住宅の入居に係る優遇)	-	第七十二条 知事は、多子世帯及び母子家庭に対し、子育てのための良好な居住環境を確保するため、別に定めるところにより、県営住宅の入居について優遇措置を講ずることができる。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(一般事業主行動計画の策定及び公表)	-	第七十三条 県内に本店又は主たる事務所を置く国及び地方公共団体以外の事業主(以下この条において「県内一般事業主」という。)であって常時雇用する労働者の数が五十人以上百人以下のものは、次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画(以下この条及び次条において「一般事業主行動計画」という。)を策定しなければならない。 2 県内一般事業主は、一般事業主行動計画を策定するに当たっては、規則で定めるところにより、その内容の充実に努めるものとする。 3 県内一般事業主であって常時雇用する労働者の数が五十人以上百人以下のものは、策定した一般事業主行動計画を公表しなければならない。	-	-	-	-	-	-	-	-	
(ワークライフバランス企業の登録及び公表)	-	第七十四条 一般事業主行動計画を策定した者は、県にワークライフバランス企業(雇用労働者がワークライフバランスを図るために必要な職場環境の整備を行う企業をいう。以下この条において同じ。)として登録することができる。 2 県は、前項の規定によりワークライフバランス企業として登録された者のワークライフバランスに関する取組の状況、当該企業の概要等を公表するものとする。 3 知事は、ワークライフバランス企業のうち、雇用労働者がワークライフバランスを図るために必要な職場環境の整備に特に積極的に取り組み、顕著な成果があったものを表彰することができる。	-	-	-	-	-	-	-	-	

	浦安市の子どもをみんなで守る条例	いしかわ子ども総合条例	名古屋児童を虐待から守る条例	三重県子どもを虐待から守る条例	大阪府子どもを虐待から守る条例	大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例	東大阪市子どもを虐待から守る条例	高松市子どもを虐待から守る条例	和歌山県子どもを虐待から守る条例	横浜市子供を虐待から守る条例	川崎市子どもを虐待から守る条例
母子家庭及び寡婦自立促進計画		第七十五条 県は、母子家庭及び寡婦自立促進計画(母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二十九号)第十一条第二項第三号に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画をいう。次項において同じ。)を策定するものとする。 2 県は、母子家庭及び寡婦自立促進計画に基づき、母子家庭等の母等の就業の支援に関する施策の推進に努めるものとする。									
石川県食育推進計画		第七十六条 県は、食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第十七条第一項に規定する食育の推進に関する施策についての計画(以下この条において「石川県食育推進計画」という。)を策定するものとする。 2 石川県食育推進計画においては、次に掲げる事項に重点を置くものとする。 一 子どもが日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身に付けることができるよう、家庭、学校及び地域において食育を推進すること。 二 本県の伝統ある優れた食文化の継承及び郷土料理、食材等を活用した体験活動を通じた食育を推進すること。 3 県民及び事業者その他の団体は、石川県食育推進計画に沿って、家庭、学校及び地域において相互に連携して食育の推進に努めるものとする。									
地域における食育推進		第七十七条 知事は、事業者その他の団体がそれぞれ地域において自主的に定めた子どもに対する食育の推進のための計画(以下この条において「地域版食育推進計画」という。)を、その申請により、地域版食育推進計画として認定することができる。 2 知事は、前項の規定により地域版食育推進計画を認定したときは、その概要を公表するものとする。 3 知事は、第一項の規定により認定した地域版食育推進計画に沿って食育の推進に取り組む事業者その他の団体であって規則で定めるところにより適切と認めるものを、その申請により、子ども食育応援団として認定することができる。									
子ども虐待対策協力病院		第七十九条 知事は、子どもに対する虐待の早期発見に資するため、児童相談所に対して、子どもに対する虐待に関する医学的な判断及び治療に基づく助言その他の協力を行うことができる医療機関を子ども虐待対策協力病院として指定することができる。 2 子ども虐待対策協力病院は、子どもに対する虐待に関する医学的な判断及び治療について、児童相談所及び他の医療機関からの相談に応ずるとともに、これを通じてその専門的な知識の普及及び維持向上に努めるものとする。 3 知事は、この条例の施行に必要な限度において、子ども虐待対策協力病院の設置者に対し、その業務に関し報告を求め、又は当該業務の改善について勧告することができる。 4 知事は、子ども虐待対策協力病院の設置者が、正当な理由なく、前項の規定による報告をせず、又は勧告に従わないときは、第一項の規定による指定を取り消すことができる。									
入所児童等の生活の質の確保		第八十二条 知事は、入所施設等(入所施設及び児童福祉法第三十八条に規定する母子生活支援施設をいう。以下この条において同じ。)(以下この条において「入所施設等」という。)の個人の秘密の保持が確保され、かつ、入所児童等が家庭的な生活を営むことができるよう、生活の質の確保に関する指針を策定しなければならない。 2 県及び入所施設等の長は、前項の指針に従って、入所児童等とともに、入所施設等における入所児童等の生活の質の向上を図られるよう努めるものとする。									
入所児童の権利保護		第八十三条 知事は、入所児童の権利を擁護するため必要があると認めるときは、権利擁護委員(福祉士法(昭和二十四年法律第二百五号)第四条若しくは第五條の規定により弁護士となる資格を有する者又は児童福祉法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者のうちから、知事が任命する者)を、以下この条において同じ。)を入所施設に派遣し、個別に入所児童から意見を聴取させることができる。 2 前項の規定により入所施設に派遣される権利擁護委員は、その身分を示す証明書を携帯し、入所児童又は入所施設の職員その他関係者に提示しなければならない。 3 権利擁護委員は、第一項の規定による意見聴取の結果、入所児童の処遇について改善が必要と認めるときは、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条の規定により石川県社会福祉協議会に置かれる運営適正化委員会にその旨を申し出なければならない。 4 前項の規定による申出を受けた運営適正化委員会は、社会福祉法第八十五条及び第八十六条に規定する措置を講じなければならない。									

	浦安市の子どもをみんなで守る条例	いしかわ子ども総合条例	名古屋児童を虐待から守る条例	三重県子どもを虐待から守る条例	大阪府子どもを虐待から守る条例	大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例	東大阪市子どもを虐待から守る条例	高松市子どもを虐待から守る条例	和歌山県子どもを虐待から守る条例	横浜市子供を虐待から守る条例	川崎市子どもを虐待から守る条例
(設置及び所掌事務)		<p>第八十四条 子どもに関する施策について調査審議するため、石川県子ども政策審議会(以下この章において「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、県における子どもに関する施策について、毎年少なくとも一回、公聴会を開催し、青少年を含めた国民の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 審議会は、県行動計画に基づく措置の実施の状況について、その公表後速やかに、知事に報告を求めるとする。</p> <p>4 審議会は、毎年度、第二項の規定による聴取及び前項の報告の結果に基づき、当該年度における子どもに関する施策についての意見書を作成し、速滞なく、知事に提出するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>5 審議会は、児童福祉法第八十二条に規定する都道府県児童福祉審議会の権限に属せられた事項を調査審議するほか、法令及びこの条例の規定による知事の諮問に応じ、当該諮問事項を調査審議する。</p> <p>6 審議会は、前二項に定めるもののほか、子どもに関する施策に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。</p>									
(組織等)		<p>第八十五条 審議会は、委員二十人以上以内で組織する。</p> <p>2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。この場合において、専門委員は、第八十八条第一項の部会に属するものとする。</p> <p>3 委員及び専門委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学識経験を有する者 二 児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者 三 前二号に掲げる者のほか、子どもに関する施策に関係する団体を代表する者 <p>4 委員及び専門委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員及び専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員及び専門委員は、再任されることができる。</p> <p>6 委員及び専門委員は、非常勤とする。</p>									
(会長)		<p>第八十六条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</p>									
(会議)		<p>第八十七条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、次項各号に掲げる場合を除き、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 次に掲げる場合の審議会の議事は、出席した委員の三分の二以上の多数で決する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第四十一条第一項、第四十二条第一項又は第四十五条第一項の規定による指定をするとき。 二 第四十一条第二項又は第四十二条第二項第三号の指定又はその取消しをするとき。 三 第四十三条第五項又は第四十四条の規定による命令をするとき。 四 第四十一条第六項、第四十二条第二項第一号若しくは第二号、第四十三条第四項、第四十五条第二項又は第五十六条第一項若しくは第二項の規則の制定又は改廃をするとき。 五 次条第六項の規定により、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる事項を定めるとき。 						<p>第24条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに任命された後最初に開催される会議は、知事が招集する。</p> <p>2 会長は、会議の議長となる。</p> <p>3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>			
(部会)		<p>第八十八条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。</p> <p>3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員の互選によってこれを定める。</p> <p>4 第八十六条第二項及び第三項の規定は、部会長について準用する。この場合において、同条第二項中「審議会」とあるのは「部会」と、「会務」とあるのは「部会の事務」と、同条第三項中「委員」とあるのは「委員又は専門委員」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前条の規定(第四項第五号を除く。)は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第一項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第二項から第四項までの規定中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。</p> <p>6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。</p> <p>7 前項の規定により部会の決議をもって審議会の決議とした場合は、部会長は、その旨を速やかに審議会に報告するものとする。</p>									
(権限)		<p>第八十九条 この章に規定するもののほか、審議会 of 運営に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p>									
(助成等)		<p>第九十条 県は、子どもに関する施策を推進するため必要があると認めるときは、市町その他の団体に對し、助成、助言又は援助を行うものとする。</p>									